

四日市市文化会館施設加算利用料金表

商業宣伝、営業又はこれらに類する目的以外で、入場料1人当たり**1,001円以上3,000円以下**の入場料又はこれに類するもの(※)を徴収する場合の加算利用料は、以下のとおりとします

施設の名 称		午前 9:00~ 12:00	午後 13:00~ 16:30	夜 間 17:30~ 22:00	午前午後 9:00~ 16:30	午後夜間 13:00~ 22:00	全 日 9:00~ 22:00	定 員 面 積	
ホ ー ル	第1ホール	平日	6,600	9,900	14,850	16,500	24,750	31,350	全 1,786席 1階のみ1,246席 (うち車イス10席) 2階席 540席
		"(1階のみ)	4,620	6,930	10,400	11,550	17,330	21,950	
		土・日・祝	8,250	12,540	18,810	20,790	31,350	39,600	
		"(1階のみ)	5,780	8,780	13,170	14,560	21,950	27,730	
	第2ホール	平日	2,310	3,300	4,950	5,610	8,250	10,560	593席 (うち車イス4席)
		土・日・祝	2,970	3,960	6,270	6,930	10,230	13,200	
	第3ホール		1,490	2,150	3,300	3,640	5,450	6,940	300名(イスのみ) 253m ²
	第4ホール	A	560	830	1,250	1,390	2,080	2,640	A: 132m ² B: 77m ² C: 80m ² 200名(机・イス使用時) (A80名 B60名 C60名)
		B	330	530	790	860	1,320	1,650	
		C	330	530	790	860	1,320	1,650	
AB		890	1,360	2,040	2,250	3,400	4,290		
BC		660	1,060	1,580	1,720	2,640	3,300		
ABC		1,220	1,890	2,830	3,110	4,720	5,940		
楽 屋	第1ホール	第1楽屋(洋)						2名 16m ²	
		第2楽屋(洋)						2名 16m ²	
		第3楽屋(洋)						20名 36m ²	
		第4楽屋(和)						20名 36m ²	
		第5楽屋(洋)						20名 36m ²	
		第6楽屋(洋)						20名 38m ²	
		控 室						17m ²	
	第2ホール	第1楽屋(和)						2名 18m ²	
		第2楽屋(洋)						18名 32m ²	
		第3楽屋(和)						18名 32m ²	
第4楽屋(和)							18名 33m ²		
控 室							14m ²		
リ ハ ー サ ル ・ 練 習 室	第1リハーサル室	590	890	1,350	1,480	2,240	2,830	140m ² ピアノ代:3,300円	
	第2リハーサル室	400	590	890	990	1,480	1,880	90m ² ピアノ代:550円	
	第1練習室	360	560	830	920	1,390	1,750	79m ² ピアノ代:2,200円	
	第2練習室	170	230	400	400	630	800	38m ² ピアノ代:550円	
	第3練習室	170	230	400	400	630	800	38m ² ピアノ代:550円	
会 議 室	第1会議室	530	790	1,320	1,320	2,110	2,640	32名 70m ²	
	第2会議室	400	560	860	960	1,420	1,820	45名 64m ²	
	第3会議室	400	560	860	960	1,420	1,820	45名 64m ²	
	和室1	170	200	330	370	530	700	10畳	
	和室2	170	200	330	370	530	700	12.5畳	
	和 室	340	400	660	740	1,060	1,400	和室1+2	
展 示 室	第1展示室	AB	1,390	2,080	3,140	3,470	5,220	6,610	617m ² AB 307m ² CD 310m ²
		CD	1,390	2,080	3,140	3,470	5,220	6,610	
		ABCD	2,780	4,160	6,280	6,940	10,440	13,220	
	第3展示室	830	1,250	1,880	2,080	3,130	3,960	184m ²	
	第4展示室	200	260	400	460	660	860	32m ²	

令和元年(2019年)10月1日改定

※「参加料」「受講料」「テキスト代」等で、徴収の時期や方法、自己負担か否かにかかわらず、参加者が該当会場に入場するために必要な費用。